

令和元年十二月十日受領
答弁第一〇八号

内閣衆質二〇〇第一〇八号

令和元年十二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稲田夕季君提出三条委員会であるカジノ管理委員会の任務及び所掌事務に照らしその人事が不適当であることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出三条委員会であるカジノ管理委員会の任務及び所掌事務に照らしその人事が不適當であることに関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

カジノ管理委員会の委員長及び委員の候補者については、政府において、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百十七条第三項の規定に基づき、人格が高潔であつて、同委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者を選定し、両議院の同意を得たところであり、また、候補者の選定については、今後とも同項の規定に基づき適切に行うこととしており、御指摘はいずれも当たらないものと考えている。

二について

個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

特定複合観光施設区域整備法第二百十六条は「カジノ管理委員会の委員長及び委員は、独立してその職

権を行う。」としており、「独立性が担保されていると強弁するのは無理がある」との御指摘は当たらない。